

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 3 号

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「者」を「職員」に改め、同条第 2 項中「、移送」を削り、同条第 3 項中「第 7 条第 1 項第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。